様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年3月31日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　にっぽんがすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　日本瓦斯株式会社  （ふりがな）　かしわや　くにひこ  （法人の場合）代表者の氏名　柏谷　邦彦  住所　　　　　　　 〒151-8582　東京都渋谷区代々木4丁目31番8号  法人番号　9010001061924  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2023年 統合報告書 | | 公表日 | 2023年11月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページにて公表  ・2023年統合報告書 P1-3、P5-10、P18、21、22  https://ssl4.eir-parts.net/doc/8174/ir\_material\_for\_fiscal\_ym2/145263/00.pdf | | 記載内容抜粋 | 当社は安心・安全なガスの提供を第一に、競争の中でテクノロジーを取り入れ、よりよいサービスをご提案することで地域社会とともに発展している。原料調達の不安定化や資源価格の高騰、災害激甚化などの社会課題が顕在化する中、エネルギーをラストワンマイルでお届けする企業として、当社は新しいテクノロジーを取り込み従来のビジネスモデルを進化させる。  　長期事業戦略（NICIGAS 3.0）における3つの柱（総合エネルギー小売、エネルギーソリューション、プラットフォーム事業）全てにおいてデータの利活用は当社経営ビジョン実現の前提。事業会社に向けては、エネルギー使用量データや配送車の位置情報など様々なデータを組み合わせることで、最適化されたオペレーションをシェアリングする。お客様に向けては、ご家庭にある様々な機器をデータで繋ぎ、最適なエネルギー利用を提供する。これらの施策を通じて、脱炭素化や人手不足などの社会課題解決と利益成長を両立し、中長期の企業価値向上を実現する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 統合報告書は取締役会で承認された方針に基づき作成。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①2023年 統合報告書  ②2024年3月期　有価証券報告書  ③2023年10月31日適時開示　子会社への会社分割（簡易吸収分割）に関するお知らせ  ④日本瓦斯株式会社HP－法人のお客さま－ニチガス、DXへの道のり | | 公表日 | ①2023年11月15日  ②2024年6月25日  ③2023年10月31日  ④2022年3月期 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページにて公表  ①2023年 統合報告書 P7-10、P14ｰP16、21、22  <https://ssl4.eir-parts.net/doc/8174/ir_material_for_fiscal_ym2/145263/00.pdf>  ②2024年3月期　有価証券報告書　P5-6、P10  <https://ssl4.eir-parts.net/doc/8174/yuho_pdf/S100TPTE/00.pdf>  ③2023年10月31日適時開示　子会社への会社分割（簡易吸収分割）に関するお知らせ　P1  <https://ssl4.eir-parts.net/doc/8174/tdnet/2351521/00.pdf>  ④日本瓦斯株式会社HP－法人のお客さま－ニチガス、DXへの道のり  https://www.nichigas.co.jp/for-company/dx | | 記載内容抜粋 | エネルギーソリューション事業ではハイブリッド給湯器、EV充電器、太陽光発電、蓄電池などの機器を普及させてスマートハウス化し、各家庭のエネルギーの最適利用を実現する。更にスマートハウス化した各家庭でスマートリモコンをご使用いただき、送配電ネットワークで繋がる一定の地域を対象に、地域の中で融通し合える分散型エネルギーシステム（ニチガス版・スマートシティ）を実現。広く、地域全体のエネルギー利用を最適化する。  プラットフォーム事業は、デジタルで最適化したオペレーションを他社にシェアリングし、収益化するビジネス。具体例としてはLPG託送、スペース蛍（ガススマートメーター）、新都市プラットフォームなどがある。 ニチガスツイン on DLを取り入れることで、ビッグデータをリアルタイムに解析している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②③④は取締役会で承認された方針に基づき作成。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ・2023年 統合報告書　P7、P14ｰP16  ・2024年3月期　有価証券報告書　P5-6、P10  ・2023年10月31日適時開示　子会社への会社分割（簡易吸収分割）に関するお知らせ　P1 | | 記載内容抜粋 | 〇グループ組織再編  　当社は、2024年1月に当社および当社の完全子会社の都市ガス3社を統合した上で、「総合エネルギー小売会社（日本瓦斯株式会社）」と「エネルギープラットフォーム会社（株式会社エナジー宇宙）」および「システム会社（株式会社雲の宇宙船）」の3社に再編成した。日本瓦斯グループが持つITノウハウ・人材を独立したシステム会社に集約することで、社外の最先端技術を有した企業との共創が促進され、ITに関するノウハウが高度に蓄積していく。社外のIT人材を惹きつけることのみならず、社内の人材に大きな成長機会を提供し、結果としてグループ全体の成長に繋げていく。  〇DX推進体制  当社は3社間で密に連携し、ビジネスサイドからの提案をDX実行部隊に当たる「システム会社（株式会社雲の宇宙船）」が個別にプロジェクト化して進捗・成果を管理し、経営方針や戦略等を共有しながらプロジェクトを推進する。雲の宇宙船は、グループのITのノウハウを集約しており、事業部のDX要望を形にしていく過程で外部ベンダー会社へ協力を仰ぐ際の橋渡し役を担っている。3社間で密に連携し、プロジェクト毎に必要な専門スキルを外部ITエンジニアとの協業で確保することで、DX戦略を推進している。  〇人材育成・確保  当社は新卒・中途採用を問わずスキルを持つ人材を優先的に採用している。高度なスキルを保有する人物であるほど流動性が高いことを認識し、専門人材向けの給与体系や、兼業・副業を可能とする人事制度を整えて人材確保に努めている。選抜従業員の外部講座派遣や全従業員向けのITパスポート取得サポートなど、グループ全体のITスキル向上を図っている。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ・日本瓦斯株式会社HP－法人のお客さま－ニチガス、DXへの道のり | | 記載内容抜粋 | 当社は、競争から共創へ、異業種、競合他社とも手を取り合って課題解決に取り組むことで、新たな価値の創造につなげていきたいと考えており、最先端の DX を取り入れることで、データの利活用を推進するだけでなく、事業インフラを他社とシェアリングするためのシステム基盤を構築している。  　具体的には、ニチガスストリームにおいて、オペレーションの各ポイントにおいて、様々なデータを世界標準規格に変換し統一し、APIによりあらゆるシステムに適用できる。また、ニチガスツインonDLでは、LPガス事業に関わるIoTリアルデータや物理資産を仮想空間上に再現し、リアルタイムデータを収集・ 分析することでLPガスのオペレーションの全体最適を実現。これにより、従来以上に充填・ 配送コストを削減し、人による作業を最小化する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①2025年3月期第3四半期決算説明資料  ②2023年 統合報告書 | | 公表日 | ①2025年1月28日（2025年3月期第3四半期決算説明資料）  ②2023年11月15日（2023年 統合報告書） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | いずれもホームページに公表  ①2025年3月期第3四半期決算説明資料　P12  <https://ssl4.eir-parts.net/doc/8174/tdnet/2552117/00.pdf>  ②2023年 統合報告書　P15  https://ssl4.eir-parts.net/doc/8174/ir\_material\_for\_fiscal\_ym2/145263/00.pdf | | 記載内容抜粋 | エネルギーソリューション、プラットフォーム事業の利益や事業進捗を指標として設定している。各事業の四半期毎の粗利益に加えて、ソリューション機器販売数やプラットフォームの導入企業数など重要な数値はKPIとして開示し、取締役会など毎月開催の会議にて進捗を管理している。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①2024年5月29日  ②2023年11月15日 | | 発信方法 | 社長はじめ経営陣が統合報告書や事業説明会などで情報を発信している。  ①事業説明会（オンデマンド配信）（動画1分36秒～）  https://www.irwebmeeting.com/nichigas/vod/20240529/w6RkKVzW/bsm\_01\_ja/index.html  ②2023年 統合報告書　P2  https://ssl4.eir-parts.net/doc/8174/ir\_material\_for\_fiscal\_ym2/145263/00.pdf | | 発信内容 | 事業説明会などで、社長をはじめ経営陣から、グループ組織再編による変化、エネルギー小売、エネルギーソリューション、プラットフォームビジネスの成長戦略や事業進捗について情報を発信している。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社の経営戦略にはDXの取り組みが欠かせないものとの認識のもと、進捗を管理している。経営戦略に基づき実施する取組について、大小問わず全件をプロジェクト化し、DXの各プロジェクトの進捗・成果の把握と会社経営戦略との整合・必要に応じ、各プロジェクト計画を軌道修正している。ICT報告会・経営会議・グループ執行役員会議を含む様々な会議体で、DXの取組を通じた経営戦略の進捗・成果を適時・継続的に確認している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社は、情報セキュリティ対策に関する責任者を任命し、当該責任者の指揮命令のもと、情報セキュリティ対策グループ・ニチガスセキュリティインシデント対策チーム（NSIRT）の体制で当社のサイバーセキュリティ施策を実行している。内部監査では、必要に応じてIT部門と協働し、当社の各支店を対象に情報セキュリティに係る事項の遵守を監査している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。